

# 箕作麟祥訳『仏蘭西法律書』における 傍訓付き漢語について

南雲 千香子

はじめに

筆者は近代語研究の一環として、明治時代初期の法律用語の成立とその展開について論考を行ってきた。その際、箕作麟祥訳『仏蘭西法律書 訴訟法』に着目し、箕作麟祥の翻訳方法や翻訳の方針について考察を行った<sup>1</sup>。

本稿ではこれに関連し、訴訟法に限定せず、『仏蘭西法律書』の全法典を対象として、そこに見られる傍訓付き漢語に焦点を当て、その性格等の分析を試みることにする。

## 1、本稿の目的

『仏蘭西法律書』は全法典合わせて和装本 40 冊にもなる大部の書籍であるが、傍訓が付されているのはのべ語数にして 196 語と、全体の分量に比して非常に少ない。その状況から鑑みるに、箕作が『仏蘭西法律書』内でわざわざ傍訓を付けるというのは、その付された語に何らかの特徴がある、あるいは何らかの意図をもって傍訓を付けているのではないかと考えたのが本稿の出発点である。

箕作は『仏蘭西法律書 刑法』巻頭の凡例で割注に関しては「官名及ヒ貨幣ノ名等ノ類ノ邦語ニ訳シ難キノモノ或ハ邦語ニ訳スト雖トモ其義ノ通曉ナラサルモノ等ハ其初出ノ条ニ於テ嵌註ヲ加ヘ之ヲ釈キ再出ノ条ニ於テ復セサルモノ其繁ヲ省クカ為ナリ」と、どのような基準で語に割注を付けているのか言及があるが、傍訓についてはその付された基準は不明である。割注を用いずに傍注を使うということは、割注を付した語とは語の性格が異なるのであろうか。本稿では、『仏蘭西法律書』全法典の傍訓の付された語にどのような傾向があるのかを観察し、そこから箕作の翻訳の方針を探って行きたい。

## 2、『仏蘭西法律書』の傍訓の性格

### 2-1 傍訓の位置

『仏蘭西法律書』の傍訓がどういった性格を持っているのか、まずその付された位置に注目してみたい。本文の左側に傍訓が付されている例が 192 例あるのに対して、本文

の右側に傍訓が付されているものは巴勒（パリ）、路易拿破崙保那巴（ルイナポレオンボナパルト）、自カラ（ミヅ）、自カラ（ヲ）の4例しか見られず、また両側に傍訓があるものはなかった。明治初期の傍訓は付される位置によって役割が異なる場合があったことが、数々の先行研究によって指摘されている<sup>2</sup>。それらによれば、その当時の傍訓は、本文の漢字や漢語の右側にある場合はその漢字・漢語の読み（音）を表し、本文の漢字や漢語の左側にある場合はその漢字・漢語の意味（訓）を示している。また、本文の漢字・漢語の右側に読みを、左側に意味をというように、両側に傍訓を振るパターンもこの時代には多く見られた。

『仏蘭西法律書』の傍訓の例も、左に付された傍訓は本文の漢字・漢語の意味を表しており、当時の傍訓の付け方を踏襲していると見てよいだろう。このことから『仏蘭西法律書』の傍訓の方針としては、漢字・漢語の読み（音）をほとんど重視しておらず、専ら漢字・漢語の意味（訓）を表すためのものであったことが窺える。

また、傍訓の付け方としては初出の語に付し、それ以降は別の法典でその語が使用されても傍訓を付さないというパターンが多く見られるが、それに反して同一法典内でも同一語に同じ傍訓を付しているパターンも見られ、傍訓を付ける規則として明確なものは見いだせなかった。同一語に同一の傍訓を付している理由として、1つには元となったフランス語が異なる場合が挙げられるが、翻訳したフランス語が同一でも同じ訳語かつ同じ傍訓を付けている例もある。前述の割書のような確固とした方針が傍注の方には見られないことを考えると、箕作にとって傍訓はあくまで臨時的かつ補助的な方法であったように思われる。

## 2-2 法典別にみる傍訓付き語の用例数

『仏蘭西法律書』の各法典に傍訓が付されている語が、どの程度出現しているのかを表に示すとともに、実際の用例を挙げる。（掲出は50音順、特に注記のないものはすべて左傍訓。外国語の片仮名表記の例については『仏蘭西法律書』の原書である"Les Codes Français"から対応するフランス語を抜き出し併記した。）

法典名	用例数(のべ語数)
刑法(5冊、総頁数266頁)	98
民法(16冊、総頁数865頁)	58
憲法(1冊、総頁数59頁)	7
訴訟法(8冊、総頁数456頁)	6
商法(5冊、総頁数273頁)	5
治罪法(5冊、総頁数244頁)	22
計	196

刑法（明治3年刊）

對手（アイテ）、点火（アカリノヒ）、受寄（アヅカリ）、受寄（アヅカリ）、受寄セシ（アツカル）、管セシメ（アツケル）、情状（アリサマ）、景状（アリサマ）、情状（アリサマ）、情状（アリサマ）、植籬（イケカキ）、植籬（イケガキ）、装証（イヒカケ）、請射（イレフタ）、蓋印シタル（インヲス）、栽庄（ウヘツケ）、附記（カキイレ）、填写シタル（カキコム）、藏窩シ（カクス）、賭博（カケ）、廻避ス（カタヨル）、抵触スル（カチアタル）、図頼スル（カツケル）、隩竈（カツヘル）、誘拐スル（カドハカシ）、誘拐シ（カドハカシ）、取引舗（カハセザ）、取引舗（カハセザ）、挿懐（カヒナウ）、糾通シテ（クミアヒ）、紮住シタル（クハル）、鉤竿（クマデ）、嘸シ（ケシカケル）蛄蜥（ケムシ）、煙突（ケムダシ）、刀子（コガタナ）、扣開（コヂアケ）、鑿記（コツクイ）、誤機ス（シソンスル）、典當（シチイレ）、典舗（シチヤ）、照管（セワ）、管照（セワ）、照管ス（セワラスル）、挑唆（ソノカス）、対定（タチアイ）、対定者（タチアイニン）、方略（テダテ）、資力（テダテ）、方略（テダテ）、開手銀（テツケキン）、加功（テツダイ）、板厨（トダナ）、賑給（トミ）、賑給（トミ）、開手シタル（トリカハル）、警察（トリシマリムキ）、牙保（ナカハイ）、夥中（ナカマ）、廨舎（ナガヤ）、零紙（ハカミ）、箱匣（ハコ）、剪刀（ハサミ）、煙火（ハナビ）、烟火（ハナビ）、算還（ハライ）、算還（ハライ）、算還（ハラヒ）、算還（ハラヒ）、巴勒（右ノパリス Paris）、刷工（ハンスリ）、曲庇シテ（ヒイキ）、曲庇ス（ヒイキ）、曲庇（ヒイキ）、抵當（ヒキアテ）、担当（ヒキウケ）、承管ス（ヒキウケ）、承管（ヒキウケ）、担当ス（ヒキウケ）、交解（ヒキワタシ）、交解（ヒキワタシ）、筒櫃（ヒツ）、簽（フタ）、遇見シタル（ミイタス）、疏水（ミツヌキ）、体勢（ミフリ）、身位（ミフン）、暗算（モクロミ）、起做（モクロミ）、暗算（モクロミ）、燃火（モヤスヒ）、屋蓋（ヤネ）、饒価（ヨキネダン）、躲避シ（ヨケル）、唱邀（ヨヒコミ）、唆挑（ヲダテ）、記單（ヲボヘガキ）、記單（ヲボヘガキ）

民法（明治4年刊）

亮窓（アカリマト）、搭雨（アマヨケ）、景状（アリサマ）、植籬（イケガキ）、思度（オシハカル）、懸帖（カケフタ）、抵償ス（カタニトル）、抵償（カタニトル）、隩竈（カツヘル）、隩竈（カツヘル）、零壳（コウリ）、厠甌（コエツボ）、糞料（コヤシ）、厠甌（コエツボ）、岡士（コンシユル consul）、岡士（コンシユル consul）、巧丁（サカン）、提供スル（サシタス）、提供スル（サシダス）、石灰（シツクヒ）、国民（シトワイヤン citizen）、国民（シトワイヤン citizen）、実利（シヨウミ）、匠丁（ダイク）、小補理（テイレ）、蝶鉸（テウツガヒ）、要決（テキレ）、地台（ドダイ）、医院学士（ドタドール docteur）、塼（ドテ）、管理（トリサハク）、内庭（ナカニハ）、楼板（ニカイノユカ）、零紙（ハ

カミ)、自認 (ハクジヨウ)、銀舗 (バンク banque)、担当 (ヒキウケ)、抵償 (ヒキウケ)、牽路 (ヒキフネミチ)、泊船 (フナトベリ)、歇船 (フナヤスミ)、労力 (ホネヲリ)、労働 (ホネヲリ)、壕 (ホリ)、自カラ (右ノミヅ)、認 (ミトムル)、浪費 (ムダツカヒ)、起作 (モクロミ)、資本 (モトテ)、屋蓋 (ヤネ)、承雷 (ヤネノトヒ)、亜麻布 (リンネン linge)、格 (ワク)、股分 (ワケマイ)、自カラ (右ノヲ) 思料 (ヲシハカリ)、思度 (ヲシハカル)、思料シテ (ヲシハカル)

#### 憲法 (明治5年刊)

景状 (アリサマ)、投票 (イレフダ)、瓦敦堡国 (ウウルタンベルグ Württemberg)、委員 (カハリ)、照管 (セワ)、路易拿破崙保那巴 (右ノルイナポレワンボナパルト Louis-Napoléon Bonaparte)、路易拿破崙保那巴 (ルイナポレワンボナパルト Louis-Napoléon Bonaparte)

#### 訴訟法 (明治6~7年刊)

再従兄弟 (イトコチガヒ)、抵償 (カタ)、旁諭 (ジヨゴン)、治安裁判所 (チユステイドペイ justice de paix)、却還スル (ツキカヘス)、再従兄弟 (マタイトコ)

#### 商法 (明治7年刊)

船長 (カピテイン capitaine)、検病 (カランテイン quarantaine)、銀行 (バンク banque)、銀行 (バンク banque)、詭遇 (ヤマ)

#### 治罪法 (明治7年刊)

田野ノ監守人 (ガルドシャペートル garde champêtre)、森林ノ監守人 (ガルドホルスチエー garde forstier)、覆審院 (クウルドカツサシヤン Cour de cassation)、重罪裁判所 (クルウダッシーズ cour d'assises)、邏卒総長 (コミセイルゼネラールドポリス commissaire général de police)、邏卒長 (コミセイルドポリス commissaire de police)、備警兵 (シヤンダルメリー gendarmerie)、下吟味掛リ裁判役 (ジュージダNSTロイクシヨン juge d'instruction)、治安裁判役 (ジュージドペー juge de paix)、陪審 (ジュリー jury)、郡長 (スープレヘー sous-préfet)、直ニ (ヂカ)、対理 (ツキアハセ)、所作 (ハタラキ)、州長 (プレイ préfet)、州長 (プレヘー préfet)、警察総督 (プレヘードポリス préfet de police)、司法警察 (ポリスヂュグレエール police judiciaire)、照徴 (ミアワセ)、認 (ミト)、認ル (ミトム)、邑長 (メイル maire)

刑法での出現が最も多く、次いで民法と続く。憲法、訴訟法、商法では傍訓の付された語の出現が格段に減るが、最後に翻訳された治罪法では、憲法、訴訟法、商法に比べ、

用例数が若干増加している。

刑法はフランス法典の中で、最初に翻訳された法典であり、そのため筆作も翻訳作業に不慣れであったため、他法典に比べて、傍訓を用いて訳語の意味を補う方法を多く取っていたのではないだろうか。

また、治罪法は全法典の中で最後に翻訳されたにも関わらず、六法典の中では比較的傍訓が付されている語の用例が多く見られるが、その用例は先に挙げたようにフランスの機関名・役職名を訳したものがほとんどである。

### 3、『仏蘭西法律書』の傍訓付き漢語の性格

次に、傍訓が付された語そのものに注目してみたい。

『仏蘭西法律書』に見られる傍訓付きの語の特徴を見るために、他資料での出現状況を見ていく。なお、ここで考察対象にする傍訓付きの語は、漢語に限ることとし<sup>3</sup>、各法典の冒頭から傍訓付き漢語を5語抽出し、次の28語<sup>4</sup>を対象とした。

警察、誤機、抵触、資力、担当、尿管、曲庇、国民 股分、思度、抵償、銀舗、自認、提供、船長、検病、詭遇、銀行、景状、委員、照管、覆審院、邏卒長、邑長、重罪裁判所、備警兵、治安裁判所、旁喩

資料は次のものを参照した。

『西洋事情』福澤諭吉著（慶応2年刊）

『法令全書』内閣官房局編（調査範囲は慶応3～明治7年まで）

『西国立志編』スマイルズ原著、中村正直訳（明治4年刊）

『明六雑誌』（明治7～8年刊）

『文明論之概略』福澤諭吉著（明治8年刊）

唐話辞書類<sup>5</sup>

明治期に刊行された漢語辞典類<sup>6</sup>（調査範囲は明治元～7年刊行のものまで）

『言海』大槻文彦編（明治22～24年刊）

『有斐閣法律用語辞典 第2版』（平成12年刊）

『法令全書』は当時実際に施行されていた法令の語とどの程度一致するか、また『西洋事情』、『西国立志編』、『明六雑誌』、『文明論之概略』は同時代の知識階級の人々が使用していた漢語とどの程度一致しているかを調べるためのものである。また、明治初期に新聞や法令の中の漢語の意味を理解するために編纂された漢語辞典類も調査した。唐話辞書類は藁科（1997）で、『仏蘭西法律書 刑法』の漢語の出自の1つとして、唐話からの影響を指摘しているため、調査対象に加えた。『言海』は『仏蘭西法律書』成立後、日本語としてどの程度定着したかを見るために参照した。さらに、現代の法律用

語にどの程度残存しているかを調べるため、『有斐閣 法律用語辞典』も参照した。

なお比較のために、傍訓の付されていない漢語についても、各法典の冒頭から抽出し、調査を行った。対象とした 28 語は次の通りである。(以降、これらの漢語群を「傍訓なし漢語」と呼ぶことにする。)

法律、違反、註誤、懲治、軽罪、憲法、制定、原由、共和政治、大統領、商業、商人、商売、平常、職分、犯人、官吏、重罪、損害、刑事、裁判所、原告人、姓名、職業、布告、皇帝、都府、首府、路程

【傍訓付き漢語】

	西洋事情	法令全書	西国立志	明六雜誌	文明論之	唐話辞書	漢語辞書	書海	有斐閣法
			篇		概略				律用語辞
警察(左/トリシマリムキ)	×	○	×	○	×	×	×	○	○
隠微(左/シソンスル)	×	×	×	×	×	×	×	×	×
抵触スル(左/カチアタル)	×	○	×	×	×	×	×	○	×
資力(左/テダテ)	×	○	×	×	×	×	×	○	×
担当(左/ヒキウケ)	×	○	○	×	○	○	×	×	×
取替スル(左/アツケル)	×	○	×	×	×	○	×	×	×
曲庇(左/ヒイキ)	×	×	×	×	×	○	×	○	×
國民(左/シトワイヤン)	○	○	×	×	×	×	○	○	○
職分(左/ワケマイ)	×	×	×	×	×	×	×	×	×
恩厚(左/オシハカル)	×	×	×	×	×	×	×	×	×
抵償(左/カタニトル)	×	×	×	×	×	×	×	×	×
締縛(左/バンク)	×	×	○	×	×	○	○	×	×
自認(左/ハクジヨウ)	×	×	×	×	×	×	×	×	○
提世(左/サシダス)	×	×	×	×	×	×	×	×	○
船長(左/カビテイ)	×	○	×	×	×	×	×	○	○
捕房(左/カランテイ)	×	○	×	×	×	×	×	×	×
飢渴(左/ヤマ)	×	×	×	×	×	×	○	×	×
銀行(左/バンク)	×	○	○	○	×	×	×	×	○
景状(左/アリサマ)	×	×	×	×	×	×	×	×	×
委員(左/カハリ)	×	○	○	×	×	×	×	×	○
監獄(左/セウ)	×	×	○	×	×	○	○	×	×
覆審隊(左/クワルドカツサシヨ)	×	×	×	×	×	×	×	×	×
捕卒長(左/ヨミセイルドボリス)	×	○	×	×	×	×	×	×	×
局長(左/メイ)	×	×	○	×	×	×	○	×	×
重罪裁判所(左/クワルドグッシーブ)	×	×	×	×	×	×	×	×	×
憲警兵(左/シヤンタルメリー)	×	×	×	×	×	×	×	×	×
治安裁判所(左/チユスチイドベ)	×	×	×	×	×	×	×	×	○
突斷(左/シヨク)	×	×	×	×	×	×	×	×	×

【傍訓なし漢語】

	西洋事情	法令全書	西国立志篇	明六雜誌	文明論之概略	唐話辞書類	漢語辞典類	言海	有斐閣法律用語辞典
法律	○	○	○	○	○	×	×	○	○
遺戻	×	×	×	○	×	×	×	×	×
縫製	×	×	×	×	×	×	○	×	×
懲治	×	○	×	×	×	×	×	×	○
輕罪	×	○	×	×	×	×	×	×	○
憲法	×	○	×	○	×	×	×	×	○
制定	×	○	×	○	×	×	×	×	○
原由	○	○	×	○	×	×	○	×	×
共和政治	○	○	×	○	○	×	○	×	○
大統領	○	○	×	○	○	×	○	○	○
商業	○	○	×	○	○	×	○	○	○
商人	○	○	×	○	○	×	○	○	○
商法	○	○	×	○	○	×	○	○	○
職分	○	○	○	○	○	×	×	○	○
犯人	×	○	×	○	×	×	×	○	○
官署	×	○	×	○	×	×	○	○	○
種罪	×	○	×	○	×	×	○	○	○
損害	×	○	×	○	×	×	×	○	○
刑罰	×	○	×	○	×	×	×	○	○
裁判所	○	○	×	○	○	×	×	○	○
原告人	○	×	○	×	○	×	○	○	○
姓名	○	○	○	○	○	×	×	○	○
職業	○	○	○	○	○	×	○	○	○
布告	○	○	×	○	×	×	○	○	○
皇帝	○	×	○	○	○	×	○	×	○
都府	○	×	×	×	○	×	○	○	○
舊府	○	×	×	×	○	×	○	○	○
證據	×	○	×	×	×	×	×	×	×

2つの表を見比べてみると、『仏蘭西法律書』の傍訓付き漢語は各資料で用例が見出しにくいのに対し、傍訓なし漢語は比較的容易に用例が見出せた。その一方で、「収管スル」、「曲庇」、「銀舗」など、『仏蘭西法律書』の傍訓付き漢語は、唐話辞書に用例の見られる語がいくつかあるが、傍訓なし漢語の方は唐話辞書に用例のある語が存在しないことも注目される。

次に個々の資料との比較の結果を見ていきたい。

『西洋事情』と『仏蘭西法律書』の傍訓付き漢語とで一致した語は「国民」のみ、『文明論之概略』と一致した語は「担当」のみであるのに対して、『仏蘭西法律書』の傍訓なし漢語と『西洋事情』の漢語とで一致したのは19語、『文明論之概略』の漢語とで一致したのは16語であった。

法令全書との比較では、『仏蘭西法律書』の傍訓付き漢語と一致したものは「抵触スル」、「資力」など11語であった。「抵触」「検病」など、他資料では見られない語が確認できた。「検病」は明治6年の法令に使用されている語で、『仏蘭西法律書』では明治7年刊の商法が初出である。一方、「抵触」は明治6年の法令に使用されている語で、『仏蘭西法律書』での使用例は明治3年の刑法が初出であり、『仏蘭西法律書』の方が用例が古い。また『仏蘭西法律書』の傍訓なし漢語と一致したものは「大統領」、「刑事」、「裁判所」など22語あった。

福澤諭吉も参加していた『明六雑誌』の語との比較の結果も『西洋事情』『文明論之

概略』との比較と似た結果を示している。

『明六雑誌』の漢語と『仏蘭西法律書』の傍訓付き漢語とで一致したものは「警察」「銀行」の2語のみである。『仏蘭西法律書』の傍訓なし漢語と一致したものは「法律」「違反」など21語あった。

明治期に刊行された漢語辞典類を見ると、『仏蘭西法律書』の傍訓付き漢語と一致したものは「収管」、「国民」、「銀舗」、「詭遇」、「照管」の5語である。一方傍訓なし漢語と一致したものは「註誤」「共和政治」「商業」など12語である。

『有斐閣 法律用語辞典』と『仏蘭西法律書』の傍訓付き漢語と一致したものは「警察」、「国民」、「自認」、「提供」、「委員」、「治安裁判所」など8語である。「治安裁判所」以外は現代の一般生活でも目にする漢語である。これに対して『仏蘭西法律書』の傍訓なし漢語と一致したものは「官吏」「原告人」など15語である。こちらも現代の一般生活で見かける語である。

傍訓付き漢語の用例を実際に見てみたい。

「担当」は『仏蘭西法律書』では次のように用例がある。

重罪及ヒ軽罪等ノ為メ罰ヲ受ク可キ人、赦宥ヲ得可キ人及ヒ担当（左／ヒキウケ）ト為ス可キ人（刑法第4章第2篇・篇名）フランス語 responsible の訳語。

但シ第七十三条ニ記載シタル如ク其家屋ニ宿シタル者ノ姓名等ヲ規則ニ循シ記載セサル時其宿セシ者ノ重罪及ヒ軽罪等犯シタルニツキ其主人ニ於テ其追償ヲ担当（左／ヒキウケ）ス可キ規則ト相抵触スル事ナカル可シ（刑法475条）フランス語 responsabilité の訳語。

此ノ如ク子ノ財産ノ入額ノ得ル者ハ左ノ諸件ヲ担当（左／ヒキウケ）ス可シ（民法385条）フランス語 charge の訳語

刑法での2つの例を見ると、「引き受ける」という意味合いよりは、「責任を持つ」という意味合いで使われている。実際、明治8年に刊行された洋装本版及び明治16年に刊行された増訂版では、この2例は「責任」と訳されている。一方、民法の例は「引き受ける、うけもつ」といった意味で使用されており、洋装本版及び増訂版でも「担当」と訳されている。このように『仏蘭西法律書』での「担当」は意味に若干の幅があることがわかる。

『西国立志編』では、「但ソノ心情純誠、意志強毅ナルヲ以テ、大事ヲ担当（左／ヒキウケ）シ」（8編第24章）、「事務ヲ担当（左／ヒキウケ）シテ善クコレヲ為ス人多

ク世ニ出ズ」(9 編第 1 章)、「凡ソ事任ヲ担当(左/ヒキウケ)シ、職務ヲ治弁(左/トリアツカフ)スルモノハ必ず五箇ノ性能アルベキヲ要ス」(9 編第 13 章)とある。箕作と同様に「担当」に「ヒキウケ」という傍訓を添えているが、『西国立志編』では「担当」は「ひきうける。うけもつ」といった意味で使用されている。

実際の法令では明治 6 年 11 月 15 日陸軍省「各地方之鎮台管轄申付候就テハ自今修繕解崩之儀ハ其鎮台出張之経営部官員へ担当可為致」とある。また『言海』には「ウケモチ。ヒキウケ。担任。」とある。これらの例もいずれも「担当」を「ひきうける。うけもつ」という意味で使用している。他資料の意味用法と『仏蘭西法律書』の民法での意味用法は当一致するが、刑法の 2 例と他資料の意味用法とでは、意味に若干のずれがある。これは初訳の時点で箕作が responsible(責任を負う、責任者)及び responsabilité(責任)の意味を正確には理解できていなかった、あるいは的確な訳語が用意出来なかったため近い意味の「担当」を宛てたことによると思われる。

「照管」は『仏蘭西法律書 刑法』では「若シ父母又ハ後見人及ヒ其他年少ノ者照管(左/セワヲスル)ス可キ任ヲ受ケシ者・・・」(第 334 条)とある。これはフランス語 surveillance の訳語であり、「監視する・監督する」といった意味で使用されている。同じく『仏蘭西法律書 刑法』第 348 条には「自己ニ於テ照管(左/セワ)又ハ其他ノ原由等ヲ以テ委任ヲ受ケシ全周七歳以下ノ児ヲ貧院へ移送セシ者ハ・・・」とあり、フランス語 soin の訳語として「面倒を見る」程度の意味で使用されている。また『仏蘭西法律書 憲法』には「各会議ノ終リニ於テ議長ノ照管ヲ以テ記シタル所ノ論議ノ調査ヲ用フ可シ」(1851 年 12 月 20 日及ヒ 21 日ノ投票ニ因リ仏蘭西人民ノ路易那破崙保那巴ニ授ケタル威権ヲ以テ制定シタル憲法)とあり、同じく soin の訳語として使われているが、こちらは「委任する」といった意味合いで用いられている。このように「照管」という語は、箕作にとっては「担当」同様、やや意味の幅の広い語だったようであるが、傍訓は一貫して「セワ」となっている。

この「照管」という語は唐話辞書にいくつか用例が見られ、『唐話類纂』(享保元年刊)では「照管的 ミカシメルコト」、「不照管 シハイセヌ」とある。また『語録訳義』(延享 5 年刊)では「トリサバクト云コト」、「ワガデニ氣ヲ付テカヘリミル也又テリヌクヲ云」、「唐話為文箋』には「照管 トリサバク」、「我意照管不下 ワレミカジメスルコトモナラス」とある。また、『唐訳便覧』(享保 11 年)には「多蒙照管感謝不尽 セハニナサルコトヲ蒙テカタシケナイ」とある。「管理する、支配する」という意味では『仏蘭西法律書』の用法と一致する。

『西国立志編』にも「翰回(右/ハンウエイ)ハコノ律例ノ実ニ行ハレンコトヲ欲シ。自ラコノ事ヲ照管(左/キヲツケル)ス」(第 8 編第 25 章)のように「照管」の例があるが、ここでは「注意する。心に留める」といった意味で使用されており、『仏蘭西法

律書』との用法とは異なる。

明治期に刊行された漢語辞典にも箕作が使用した意味での用例が見え、『律令字類』(明治7年刊)には「照管 セワ」とあるが、『仏蘭西法律書』の例よりは時代が下る。

「照管」そして前述の「担当」も『仏蘭西法律書』の本文で複数の意味を持ち、また他資料での使用されている意味とは若干ずれている語であることがわかった。しかし何故その意味のずれを傍訓、あるいは他の方法で補わなかったのかについてはなお検討の余地がある。

「国民」は『仏蘭西法律書 民法』(明治4年刊)では「民権ヲ行フハ国民(左ノシ  
国ノ戸籍ニ入りテ民権及ヒ政権  
トワイヤン)ヲ行フコトヲ得キ人民ヲ云タルノ分限ト相管スルコト無シ但シ国民(左ノ  
シトワイヤン)タルノ分限ハ建国ノ法ニ因テノミ之ヲ得且之ヲ有ス可キモノナリ」(7  
条)とあり、フランス語 *citoyen* の訳である。

『西洋事情』では「曰ク共和政治<sup>レボブ</sup>リク門地貴賤ヲ論セス人望ノ属スル者ヲ立テ、主  
長トナシ国民一般ト協議シテ政ヲ為ス」(初編巻1)、「第二類下院ノ議事官は国民一般  
ヨリ選挙シ、国民ノ名代人トシテ、職ニ在ルコト二年ヲ限トス。」(初編巻2)、「故ニ宰  
相タルモノ、議事院及ビ国民ノ信ヲ失ヘバ事柄ノ是非ヲ論セスシテ其宰相ノ職ヲ免ジ」  
(初編巻3)など、多数用例が見られる。

実際の法令では明治6年5月17日陸軍省「国民成丁簿徴兵連名簿及ヒ免役連名簿認  
方別紙雛形之通候条…」、明治5年刊の『増補布令字弁』では「国民 クニノタミ」、  
明治7年刊『広益 熟字典』では「国民 ニホンノタミ」とある。『言海』には「クニ  
タミ。國中ノ民<sup>タミ</sup>」とある。

「国民」は『仏蘭西法律書』でも他資料でも「国家の構成員」という意味で使用され  
ている。「国民」については京極(1993)に詳細な語誌がある。それによれば「国民」  
は古くから用例が存在しており、「人民」「国民」「国人」「臣民」は、明治期の新語で  
はない。しかし明治期における使用量は非常に増加し、これに加えて、質的にも、例え  
ば、民権、天皇制等の新しい日本の国家体制にかかわる用語として使用されているので  
ある。このような点において、これらの語は、新時代の、いわば「明治国家」の用語と  
して誕生したと見ることができる」とある。また京極(1993)は、「国家の構成員」と  
いう意味で「国民」が広く使用され出すのは明治20年代頃で、明治10年代までは「人  
民」という語の方が主流であったことも指摘している。「国民」は語形こそ古くから存  
在していたものの、そこに「国家を主体的に構成する人」という新たな意味が付加され  
た新語であり、明治初期には用語が定まっていなかった。それ故に傍訓が必要だったと  
思われる

「国民」と類似の例をもう1つ見てみたい。「銀行」は原書"Les Codes Français"における *banque, banquier* の訳である。「銀舗」も同じく原書の *banque* の訳語である。

この「銀舗」という語は、当時「銀行」という語が定着する前に英語 *bank* の訳語の1つとしてしばしば使われていた語である。

「銀行」「銀舗」に関しては武藤長蔵氏の一連の研究があり、また渡部(1930)、斎藤(1977)、永瀬(1983)、佐藤(1986)等で取り上げられている。

これらの先行研究によれば、「銀行」は江戸時代以前には日本に存在しなかった西洋式の金融機関であり、*bank* の訳語として「両替屋」「為替問屋」「銀舗」「銀行」「バンク」など様々なものがあつた。「銀行」が定着するのは、明治5年の国立銀行条例の前後とされているが、それはあくまで官庁などのごく一部の専門家の間だけであり、一般に普及するのは明治10年代になってからのことであるという<sup>7</sup>。また、*bank* の訳語としての「銀行」「銀舗」は日本での使用に先駆けて、1850年代からすでに中国で使用され、この語を日本でも借用したとの指摘がある<sup>8</sup>。

『仏蘭西法律書』の全法典の中でも、*banque, banquier* の訳語は変化している。

明治3年に刊行された刑法では、「官署ノ簿冊、証書及ヒ記単(左ノヲボヘガキ)等ノ書類又ハ借受、販売、受寄(左ノアヅカリ)、算還(左ノハライ)等ノ事ニ管シタル貿易及ヒ交引舗(左ノカハセザ)ノ紙券、交引、証書、証券、証票等ノ額ヲ故意ヲ以テ焚燬シ又ハ何レノ方法ヲ論セス減尽シタル者ハ左ノ刑ニ処セラル可シ」(439条)とある。明治4年刊の民法では「夫商売又ハ銀舗(左ノバンク)主タル時ハ更ニ其住所ノ商法裁判所ノ公室ニ設ケ置キタル懸帖ニモ亦其事ヲ記シテ之ヲ公ケニ為ス可シ」(1445条)のように使用されている。『仏蘭西法律書 商法』(明治7年刊)では「商法裁判所ハ左ノ条件ヲ裁判ス可シ 第一商人銀行(左ノバンク)主等ノ互ニ為ス契約及ヒ取引ニ管シタル争」(631条)、「左ノ諸件ハ法律上ニテ之ヲ商売ノ業ナリトス(中略)金銀、為替、銀行(左ノバンク)、商業世話人ノ業」とある。箕作も *bauque, banquier* をどのように翻訳すべきかの迷いがあつたようである<sup>9</sup>。

「銀行」「銀舗」の他資料での用例を見てみたい。「銀行」は実際の法令では、明治5年9月10日大蔵省「右ノ通確定候条納日ノ前々日上納証書雛形ノ通認差出置納当日朝第十字限銀行組手形持参上納方可取計事」とある。

『西国立志編』では「ソノ身ノ荷(右訓ノニナヘ)ル、職任ハ蘇葛蘭(右訓ノスカツトランド)銀行ノ首長(右訓ノダイレクアー)」(第12編第20章)とあり、『仏蘭西法律書』の使用以前に「銀行」の語が使われている。

『明六雑誌』には杉亭二「空商ノ事ヲ記ス」(明治7年)で「ロウ乃ち銀行を立て社に入る者には商利に隨て本金を倍蕘するを約し信紙テガタ以て金銀を聚収せしに巨万の多を得たり」、津田真道「政論(四)」(明治7年)で「官省院使寮司府縣鎮臺提督府裁判所官立學校國立銀行等一切ノ會計細大遺ス所ナク本院へ送致シ」とある。

「銀舗」は『名物六帖』に「リヤウガヘヤ」とある他、『雑字類編』に「銀店（右／リヤウガヘヤ）。銀舗。兌銀。銀兌。兌換時錢舗 金銀行（右／リヤウガヘマチ、左／キンザギンザ）。兌坊」とみえる。

『西国立志編』では「久ウシテ世人ノ耳目ニ認（右／トメ）ラレシカバ、銀舗（リヨウガヘヤ）ホアレト云ヘルモノ、倫敦（右／ロンドン）ノ住民ヲ率キ、五人相ヒ伴ナヒテ…」(8篇 25章)、「抑モ富商大買、或ハ銀舗（左／リヨウガヘヤ）ニテ、毎日許多（左／アマタ）ノ金銭貨財ヲ店人經紀（左／セワニン）人書弁（左／カキヤク）等ノ僅（右／ワヅカ）ニ衣食ヲ營（右／イトナメ）ル如キモノニ托（左／アヅク）スルニ…」(9篇 29章)、「翌（右／ヨク）払暁（左／ヨアケ）ニ、銀舗（左／リヨウガヘヤ）ノ家ニ赴（左／オモム）キ、自（左／ミ）ラ担保（左／ウケニン）トナリテ、七万金ヲ借り…」(12篇 20章)とある。

明治期の漢語辞典である『漢語統紹』（明治6年刊）にも「リヨウガエヤ」と語釈がつけられている。「銀行」「銀舗」の例も「国民」と同じく西洋からもたらされた新しい概念であり、定着が薄いために傍訓が必要だったと思われる。

以上、一部の語について詳しく用例を確認した。この調査は『仏蘭西法律書』の傍訓付き漢語のごく一部の抽出調査に過ぎず、また出現状況を確認するために使った他資料も非常に少ないため、これを以て『仏蘭西法律書』全法典の傍訓付き漢語の性質とみることは出来ないが、現段階では『仏蘭西法律書』の傍訓付きの漢語は、傍訓なし漢語に比べ、同時期の他資料に見出しづらく、また唐話辞書に用例が見えるような語が含まれているのが特徴として考えられる。しかし、それだけではなく、当時まだ定着の薄い語や、箕作が本来の語の意味とは若干意味が異なる場合に付されている場合もあることから、特定の出自を持った漢語だけでなく、それだけでは意味が通用しないと判断したものの全般に傍訓を付しているものと思われる。

おわりに

本稿では、『仏蘭西法律書』の傍訓付き漢語に焦点を当て、その性格について考察を試みた。

『仏蘭西法律書』における傍訓付きの漢語は、傍訓が付されていない漢語に比べ、用例が見出しづらいこと、また唐話辞書に見られるような漢語が含まれていることが現段階の調査で明らかになった。そのことは裏を返せば、『仏蘭西法律書』において傍訓の付されていない語は、箕作が翻訳を行っていた当時、法令や箕作以外の明六雑誌参加者を始めとする知識層の人々には使用されていた語が多かったとも考えられる。しかしながら、傍訓の付された語とそうでない語の間にはっきりとした特徴の差が、当初予想していた程見られなかった。その背景としてはそもそも『仏蘭西法律書』の語彙が全体と

して特徴的、あるいは難解な漢字、漢語をあまり含んでいないという可能性が考えられる。それは翻訳の際にそういった語を箕作が意図的に避けていたのではないだろうか。

今後は『仏蘭西法律書』の漢語1つ1つの語誌調査から、漢語の全体的な傾向性を考えていくとともに、『仏蘭西法律書』全体の語の専門性や浸透度についても考えていく必要がある。

---

1、南雲千香子（2012）「箕作麟祥訳『仏蘭西法律書・訴訟法』の漢語訳語—法律用語の訳出傾向—」『人文』（学習院大学人文科学研究所）10号

南雲千香子（2014）「箕作麟祥訳『仏蘭西法律書 訴訟法』における翻訳の方法—英語系辞書使用の観点から—」『国語と国文学』91-3号

2、明治期の傍訓の役割分担については、次の先行研究で言及がなされている。

進藤咲子（1968）「明治初期の振りがな」『近代語研究』第2巻

小林雅宏（1982）「『西国立志編』におけるふりがなの使い分け」『専修国文』31号

3、調査対象を漢語に限った理由としては、振り仮名付きの和語が少なく、「自カラ（右ノミツ）」のように、振り仮名として一般的なものであったためである。

4、6法典から5語ずつで30語になる計算であるが、重複した漢語があるため28語になった。

5、唐話辞書は次のものを参照した。

『唐話類纂』、『胡言漢語』、『佉里馬赤』、『語録訳義』、『唐話為文箋』、『忠義水滸傳解』、『忠義水滸傳抄訳』、『忠義水滸傳鈔訳』、『水滸傳批評解』、『爾言解』、『色香歌』、『劇語審訳』、『唐人問書』、『崎港見聞録』、『南山考講記』、『常話方語』、『唐話纂要』、『唐音雅俗語類』、『唐譯便覧』、『唐話使用』、『兩國譯通』、『唐音和解』、『唐音世語』、『語録字義』、『宗門方語』、『碧巖殿方語解』、『八僊卓燕式記』、『徒杠字彙』、『俗語解』、『明律考』、『應氏六帖』、『水滸傳譯解』、『忠義水滸傳』、『忠義水滸傳』（語釋）、『水滸傳字彙外集』、『公武官職稱名考』、『詞略』、『奇字抄録』、『雜纂譯解』、『字海便覧』、『小説字彙』、『訓義抄録』、『支那小説字解』、『中夏俗語叢』、『漢字和訓』、『授幼難字訓』、『學語編』、『蠹幼略記』、『華語詳譯』、『官府文字譯義』、『俗語譯義』、『游焉社常談』、『崎陽熙熙子先生華學圈套』、『譯通類略』、『譯官雜字簿』、『滿漢瑣語』、『雜字類譯』、『中華十五省』、『譯家必備』、『聖歎外書水滸傳記聞』、『水滸傳抄解』（以上、『唐話辞書類集』1～20所収のものを使用）、杉本つとむ監修・葦科勝之著『雜字類編』（索引・影印研究）1981年ひたく書房、伊藤長胤纂輯・奥田士亨校訂『名物六帖』1725～1777年刊

6、漢語辞書は次のものを参照した。

『内外新報字類』、『新令字解』、『日誌必用御布令字引』、『布令字弁』、『内外新聞画引』、『漢語字類』、『令典熟語解』、『布令必用新撰字引』、『日誌字解』、『増補新令字解』、『未味字解漢語都々逸』、『新撰

字類』、『漢語便覧』、『増補新令字解』、『童蒙必読漢語図解』、『漢語便覧』、『大全漢語解』、『新撰字解』、『増補布令字弁』、『漢語統覧』、『世界節用無尽蔵』、『漢語二重引』、『漢語類苑大成』、『布令必用大增補新撰字引』、『漢語字解』、『律令字類』、『漢語註解』、『大增補漢語解大全』（以上『明治期漢語辞書大系』1～13所収のものを使用）

7、渡部（1930）pp.17-18、永瀬（1983）p.321

8、武藤（1919）、永瀬（1983）p.320、朱（2001）。特に朱（2001）は中国側での「銀行」の定着状況について詳しく述べられている。

9、ちなみに明治8年の洋装本版では刑法439条の「交引舗」は「銀行」に訳語が替わっているが、商法631、632条はそのまま「銀舗」が採用されている。しかし、明治16年の増訂版になると、商法631、632条も「銀行」と訳されている。

#### 〔参考文献〕

- 京極興一（1993）『近代日本語の研究—表記と表現—』、東苑社  
齋藤毅（1997）『明治のこぼれ—東から西への架け橋—』、講談社  
佐藤亨（1986）『幕末・明治初期語彙の研究』、桜楓社  
朱鳳（2001）「訳語「銀行」が定着するまでのみちすじ」『日本文化環境論講座紀要』3号  
永瀬治郎（1983）「ぎんこう（銀行）」（『講座日本語の語彙 第9巻 語誌I』）所収 明治書院  
武藤長蔵（1918）「銀行ナル名辞ノ由来ニ就テ」『国民経済雑誌』第24巻1号～第25巻6号  
武藤長蔵（1919）「再び銀行ナル名辞ノ由来ニ就テ」『国民経済雑誌』第26巻6号～第27巻6号  
武藤長蔵（1922）「銀行会社なる名辞が約二百年前支那に存せし事実の発見」『商業と経済』第3冊  
武藤長蔵（1923）「銀行会社なる名辞が約二百年前支那に存せし事実の発見 補遺」『商業と経済』第4冊  
渡部萬蔵（1930）『現行法律語の史的考察』、萬里閣書房  
藁科勝之（1997）『『仏蘭西法律書 刑法』における唐話語彙』『国文学研究』123号

#### 〔使用文献〕

『福沢全集』巻1、巻3 1898年 時事新報社／好樹堂訳『官許仏和辞典』1872年刊（国立国会図書館 近代デジタルライブラリーで公開されているものによる）／箕作麟祥訳 辻士革校『仏蘭西法律書 刑法』巻1～巻5 1870年刊、『仏蘭西法律書 民法』巻1～巻16 1871年刊、『仏蘭西法律書 憲法』1873年刊、『仏蘭西法律書 訴訟法』巻1～巻8 1873年～1874年刊、『仏蘭西法律書 商法』巻1～巻5 1874年刊、『仏蘭西法律書 治罪法』巻1～巻5 1874年刊（国立国会図書館 近代デジタルライブラリーで公開されているものによる）／M.P.Royer-Collard, avec la collaboration de M.Fr.Mourlon “Les Codes Français” (1868) 東京大学総合図書館蔵 箕作麟祥旧蔵本／内閣官報局編『法令全書』1807年／斯邁爾斯著、中村正直訳『斯邁爾斯(スマイルス)自助論、西國立志編』1871年／高野繁男・日向敏彦編『明六雑誌語彙総索引』1998年 大空社／古典研究会編『唐話辞書類集』1

～ 20 1969 年～ 1976 年／松井栄一・松井利彦・土屋信一編『明治期漢語辞書大系』1～13 1995 年  
／内閣官報局編『有斐閣法律用語辞典 第 2 版』2000 年／大槻文彦著『日本辞書言海』（飛田良文、  
松井栄一、境田稔信編『明治期国語辞書大系』1998 年 大空社／杉本つとむ監修・荻科勝之著『雑字  
類編』（索引・影印研究）1981 年 ひたく書房／伊藤長胤纂輯・奥田士亨校訂『名物六帖』1725～1777  
年

〔付記〕

・本稿は平成二十六年度日本学術振興会科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による成果の一部である。

（なぐも ちかこ 大学院人文社会系研究科 博士課程 2 年）